

平成31年第1回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2019年（平成31年）3月18日

福山地区消防組合議会

平成31年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2019年（平成31年）3月18日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者あいさつ	5
議第1号 平成30年度福山地区消防組合一般会計補正予算	6
議第2号 平成31年度福山地区消防組合一般会計予算	8
議第3号 福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正 について	16
議第4号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	17
閉会	20

平成31年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録

2019年（平成31年）3月18日（月曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

2019年（平成31年）3月18日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議第1号 平成30年度福山地区消防組合一般会計補正予算
 - 第4 議第2号 平成31年度福山地区消防組合一般会計予算
 - 第5 議第3号 福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
 - 第6 議第4号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 喜田 紘平 | 2番 宮本 宏樹 |
| 3番 奥 陽治 | 4番 三藤 毅 |
| 5番 河村 晃子 | 6番 大本 千香子 |
| 7番 小川 清治 | 8番 大塚 忠司 |
| 9番 榊原 則男 | 10番 大田 祐介 |
| 11番 高田 健司 | 12番 高木 武志 |
| 13番 宮地 徹三 | 14番 法木 昭一 |
| 15番 稲葉 誠一郎 | 16番 早川 佳行 |
| 17番 棗田 澄子 | 18番 小林 茂裕 |

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	枝廣 直幹	副 管 理 者	中島 智治
副 管 理 者	小野 申人	副 管 理 者	入江 嘉則
監 査 委 員	近藤 洋児	監 査 委 員	橋本 龍之
会 計 管 理 者	平賀 貢	消 防 局 長	藤井 徹太
総 務 部 長	檀上 雅之	警 防 部 長	吉澤 浩一
総務部総務課長	穂垣 光浩	総務部総務課 政策担当課長	岡崎 敬造
総務部管理課長	徳光 宏明	警防部予防課長	下宮 正靖
警防部警防課長	片岡 伸夫	警 防 部 救 急 救 助 課 長	濱田 善章
警防部指令課長	貝原 照浩	南 消 防 署 長	本瓦公一郎
北 消 防 署 長	吉山 勝正	東 消 防 署 長	吹抜 芳昌
西 消 防 署 長	佐藤 征史	水 上 消 防 署 長	橋本 光功
芦 品 消 防 署 長	藤原 浩	深 安 消 防 署 長	石岡 和師
府 中 消 防 署 長	佐藤 充		

事務局出席職員

事 務 局 長	佐藤 洋久	事 務 局 員	表 宏哉
事 務 局 員	村上 昌嗣	書 記	吉岡 佑之
書 記	坂田 孝治		

午前10時00分開会

議長（早川佳行） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成31年第1回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（早川佳行） これより本日の会議を開きます。

議長（早川佳行） ただいまの出席議員20人であります。

諸般の報告

議長（早川佳行） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2018年、平成30年10月分から12月分までの例月出納検査結果の報告並びに監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（早川佳行） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（藤井徹太） 貴重な時間を賜りまして、消防業務について御報告を申し上げます。

まず、火災・救急業務の状況についてであります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。2018年、平成30年中の火災発生状況は、表の中段左端に掲出してありますように104件で、2017年、平成29年と比較し、11件の増加となりました。火災による死者は、表の中ほどに掲出してありますように2人で、4人の減少となりました。また、本年2月末までの火災発生件数は、その下段にありますように23件で、昨年同期と比較して2件の増加となっております。また、住宅火災によ

り、死者が1人発生をいたしております。

損害額は、表の右端にありますように1億7,100万円余で、昨年同期と比較し、1億3,800万円余の増加となっております。損害額が増加した要因といたしましては、全焼した建物火災が多発したことによるものというふうに考えております。

なお、本年2月に火災が多発したことから、火災予防の広報宣伝及びパトロールを管内一斉に実施をいたしております。

また、3月1日から1週間、消防団、防火協会と連携し、春の火災予防運動を展開し、街頭での防火パレードや防火研修会、また事業所の自衛消防隊と合同消防訓練等を実施し、焼死火災撲滅に向けての住宅用火災警報器の100%設置の推進や維持管理など、火災の減少に向けた取り組みを行ったところであります。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。救急出動の状況であります。表の中段左端をごらんいただきたいと思っております。2018年、平成30年中の救急出場件数は2万3,265件で、2017年、平成29年と比較して738件の増加となりました。事故種別では急病が最も多く、次いで一般負傷であり、これらで全体の約74%を占めております。

また、本年2月末までの救急出場件数は、その下段に掲げておりますとおり3,904件で、昨年同期と比較し、304件の減少となっております。

今後も救急要請に的確に応えるため、救急車の適正利用と応急手当の一層の普及啓発を図り、救命率の向上に努めてまいります。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また、3月11日には、南海トラフ地震の被害想定をもとに津波災害に対する震災救助技術合同訓練を実施いたしました。この訓練では、浸水被害で孤立した要救助者等をボートで救出する訓練を実施し、救助方法の確認と危険に対する洞察力、判断力、決断力の強化を図りました。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げますが、引き続き火災・救急業務を初め、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。消防業務に

つきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（早川佳行） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、9番、榊原則男議員及び20番、徳山威雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（早川佳行） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝廣直幹） 本日は、3月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

今回提出いたしております2019年度、平成31年度当初予算案を初め、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と予算案の大要について御説明を申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

昨年は4月以降、全国各地で土砂災害、地震、豪雨災害、台風など甚大な被害を及ぼした自然災害が立て続けに発生し、本消防組合管内を含め、各地においてとうとい人命と貴重な財産が失われました。このような中、本消防組合といたしましては、緊急消防援助隊の活動を想定した訓練を実施するなど、みずからの体制強化を進めつつ、関係機関と連携する中でさらなる消防対応力の確立に努めているところであります。

また、予防業務につきましては、火災の危険性が高い重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表するとともに、重点的には正

指導を進めているところであります。

次に、新年度予算案の概要について御説明を申し上げます。

まず、消防施設整備事業についてであります。

車両整備につきましては、高規格救急自動車2台、30メートル級はしご付消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車1台、救助工作車1台の更新を行うこととしています。

次に、西消防署改築事業につきましては、旧庁舎棟の解体後、新年度には併設する訓練塔の建設を行うこととしています。

また、深安消防署につきましては、1971年、昭和46年に建築後、48年が経過し、老朽化が著しく、災害時の防災拠点として早期の改築を必要としていることから、新年度より3カ年で改築を行うこととしています。

この結果、本消防組合の当初予算規模は65億3,861万3,000円となり、今年度当初予算と比較し、7,546万3,000円の減、率にして1.1%の減となっております。

以上、予算案の概要について御説明を申し上げました。

予算以外の議案といたしましては、福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてなど2件を提出いたしております。

なお、定期監査における監査委員からの指摘要望事項につきましては、その対応策を講じ、適正な事務事業の執行に努めてまいります。

今後とも、より一層地域に根差した消防行政に向け、専門知識、技術を有する人材を育成し、組合管内全域の住民の皆様の安心・安全のため、消防局長を中心に職員一丸となって消防業務に鋭意取り組んでまいります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

日程第3 議第1号 平成30年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（早川佳行） 次に、日程第3 議第1号平成30年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（岡崎敬造） 失礼します。議第1号平成30年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,991万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,027万5,000円といたすものであります。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

4ページから6ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページをお願いいたします。歳入、第1款分担金及び負担金の項・目、負担金の補正予算額2,991万4,000円の減額につきましては、退職者の増に伴います退職手当の増額分と事業費の精算による減額分を整理いたすものであります。

各構成市町別内訳につきましては、8ページの節の欄に掲げているとおりであります。

9ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額3,219万9,000円の増額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、退職者の増に伴います退職手当の増額分と事業費の精算による減額分を整理するものであります。

続きまして、消防施設費の補正予算額1,800万円の減額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。これは、事業費の精算に伴います不用額を整理いたすものであります。

11ページをお願いいたします。第4款公債費の項・目、利子の補正予算額390万円の減額につきましては、平成29年度組合債の発行に伴い、利子償還金の整理をいたすものであります。

第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額4,021万3,000円の減額につきましては、収支の調整でございます。

13ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付いたしております補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で平成30年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。

す。どうぞよろしく願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第2号 平成31年度福山地区消防組合一般会計予算

議長（早川佳行） 次に、日程第4 議第2号平成31年度福山地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（岡崎敬造） 失礼いたします。議第2号平成31年度福山地区消防組合一般会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,861万3,000円と定め、また消防施設整備に係ります債務負担行為と地方債のほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるものであります。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算につきまして、款・項の区分ごとに予算額を掲げたものであります。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為であります。深安消防署改築事業に係る債務負担行為の限度額を1億1,960万円と定めるものです。これは、新庁舎の基本実施設計と既存庁舎の解体工事に係るものでございます。

第3表地方債につきましては、消防施設整備事業に係ります限度額を4億1,660万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要につきまして、お手元に配付いたしております平成31年度当初予算の概要によりまして御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。1、当初予算款別比較表であります。先ほど申し上げましたように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,861万3,000円といたしております。前年度と比較いたしまして7,546万3,000円の減で、率にして1.1%の減であります。

歳入、第1款分担金及び負担金であります。60億3,981万2,000円で、歳入全体に占める割合は92.4%で、前年度より2.5%の増であります。主な要因といたしましては、人件費と施設整備に係る負担金が増額したことによるものであります。

構成団体別分担金の状況につきましては、下段の表、2、分担金の状況に掲げているとおりであります。

上段の表をお願いいたします。歳入、第2款使用料及び手数料の1,242万5,000円は、危険物や高圧ガス等の取扱許可手数料等であります。

第3款国庫支出金の1,454万9,000円は、南消防署に配備する高規格救急自動車の更新整備に係るものであります。

第4款財産収入の1万7,000円は、消防施設等維持整備基金に係る運用益金を計上いたしております。

第5款繰越金は、前年度と同様に1万円を計上いたしております。

第6款諸収入は、5,520万円を計上いたしております。主なものといたしましては、職員の人事交流に係ります派遣職員給与費負担金等であります。

第7款組合債は4億1,660万円で、消防車両整備に2億5,020万円を、消防署改築事業に1億6,640万円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、中段の表をごらんください。

第1款議会費は、329万2,000円であります。

第2款総務費は、1,089万円あります。

第3款消防費につきましては60億4,476万円で、歳出全体に占める割合は92.4%であります。前年度と比較いたしまして6,036万8,000円の減で、主な要因といたしましては、消防施設費に係ります西消防署改築事業費の減によるものであります。

す。

第4款公債費につきましては、4億6,967万1,000円であります。前年度と比較いたしまして1,647万6,000円の減であります。主な要因といたしましては、平成6年度の消防局用地取得及び平成20年度の芦品消防署改築に係る用地取得と実施設計の償還が終わることによるものであります。

第5款予備費につきましては、1,000万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。3、構成団体別経費の分担割合であります。議会費及び総務費並びに各消防署、出張所費に係ります分担割合をお示したものであります。

次に、4、平成31年度主要事業についてであります。

まず、消防学校入校等職員研修事業であります。

職員の資質の向上と能力の開発を図ることを目的として実施するもので、救急救命士の資格取得のための研修のほか、消防学校入校研修など、職務遂行能力の向上に努めるものであります。

次に、救急業務高度化推進事業であります。

救命率の向上を図るため、気管挿管及びビデオ喉頭鏡等の病院実習へ20人の派遣を予定いたしております。

次に、警防活動推進事業であります。

消防対応力の確立を基本方針に、活動用資機材の整備など、警防、救急、救助体制の強化を図るものであります。

次に、予防活動推進事業であります。

焼死火災撲滅に向け、住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発を行うためのリーフレットやチラシを活用し、住民の防火安全対策を推進するものであります。また、火災予防分野における組織全体のベースアップにつなげるため、警防係における予防推進者制度の充実強化を図り、違反対象物の公表制度の運用など、職員が一丸となって火災予防分野のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、応急手当普及活動事業であります。

地域住民を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法と、応急手当を行う普通救命講習会等を実施し、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

次に、消防施設整備事業であります。

車両整備につきましては、南消防署及び西消防署今津出張所へ配備しております高規格

救急自動車、東消防署に配備しております30メートル級はしご付消防ポンプ自動車、深安消防署に配備しております小型動力ポンプ積載車、府中消防署に配備しております救助工作車、以上5台の更新整備を計上いたしております。

次に、西消防署改築事業であります。

昨年10月に新庁舎が完成し、現在、旧庁舎棟の解体工事を実施しております。また、旧庁舎解体後は、火災防御、救助活動技術の向上を図るため、より実践的な訓練が可能な訓練塔の建設を予定しており、旧庁舎の解体と訓練塔建設に費用を計上いたしております。なお、訓練塔の完成につきましては、来年2月を見込んでおります。

次に、深安消防署改築事業であります。

未耐震施設の耐震化を図り、災害時の防災拠点としての機能と消防対応力をさらに強化するため、現在地で改築するものであります。2019年度、平成31年度は、基本実施設計への着手と、仮庁舎として旧神辺中央コミュニティーセンターを有効活用するため、その改修費用などを計上いたしております。

以上が平成31年度当初予算の概要であります。

次に、予算書の歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

予算書の20ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費であります。常備消防費の予算額は54億4,886万円で、前年度と比較いたしまして1億677万7,000円の増であります。

24ページをお願いいたします。消防施設費の予算額は5億9,590万円で、前年度と比較いたしまして1億6,714万5,000円の減であります。詳細につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

28ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、このページから39ページまで掲載いたしております。

40ページをお願いいたします。深安消防署改築事業に伴います債務負担行為に関する調書であります。

42ページをお願いいたします。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成30年度末の現在高見込み額は、36億9,614万1,000円であります。表の右にあります平成31年度中増減見込み額を加えまして、平成31年度末現在高見込み額は36億7,107万6,000円となる見込みであります。

以上で平成31年度福山地区消防組合一般会計予算の御説明とさせていただきます。ど

うぞよろしく願ひいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

河村議員。

5番（河村晃子） まず、3点質問させていただきます。

予算書の9ページには、歳入として手数料が示されております。10月から消費税が10%に引き上げられるという予定になっておりますけれども、手数料など各種料金の影響はどうかお示してください。

それから2点目ですけれども、高規格救急自動車の購入など、今後さまざま購入、それから契約案件などありますけれども、消費税増税に伴う影響額については試算されているのかどうか、お答えください。

それから3点目です。この9ページのところ、下です、罹災証明等手数料という120件が示されています。今の福山地区消防組合での罹災証明書は現在300円ということだと思います。この間、7月豪雨を受けて、福山地区などでも罹災証明書の無料化ということが今されているわけなんですけれども、火災等で罹災した世帯というのはとても大変な状況だと思うんです。この罹災証明書の発行については手数料を無料にしてもよいのではないかなと思うわけなんですけれども、この手数料についてこれまで検討されてきたことがあるのかどうか、以上、この3点お答えください。

議長（早川佳行） 管理課長。

総務部管理課長（徳光宏明） 失礼いたします。手数料についてのお尋ねでございます。

まず、当初予算書9ページに掲げております手数料について、消費税の影響についてですが、手数料につきましては、地方公共団体の条例で定めることになっておりますので、現在のところ条例改正をいたしておりませんので、10月以降の手数料の影響額というものはこの当初予算には反映をされておられません。10月以降につきましては、また新年度、国の動向等を注視しながら改正の必要があれば検討してまいりたいと思っております。

それから、火災による罹災証明書の無料化についての検討をということですが、今回福山市の罹災証明が無料化をされたことを受けまして、あわせて火災についても検討をいたしました。火災の場合は自然災害と異なって失火によるものも多く、不可抗力というよりも原因者に交付していると、そういった実態があることもまた事実であります。さらに

県内の13消防本部全てにおいて有料であると、そういったことから当初予算に計上しておりますとおり、新年度以降についても有料を継続していく予定といたしているところでございます。

以上でございます。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（岡崎敬造） 失礼いたします。車両等の購入に消費税が上がりますがということ、それから消費税の影響額についてということではありますが、車両購入、それから整備につきましては、当初予算の段階から消費税を見込んだ予算計上をいたしております。それから、影響額については、現在確認はしておりません。

以上でございます。

済いません。影響額についてですが、予算の実績等を見る中で、400万円と見込んでおります。

以上でございます。

議長（早川佳行） 河村議員。

5番（河村晃子） まず、手数料等は消費税の影響は今回は反映されていないよということですよ。今後については、国の動向もということです。

ちょっとよくわからなかったんですけども、さまざま購入、契約等の案件で消費税の影響額はどうか、また後でもう少し整理してお答えいただきたいと思います。やはり、消費税増税による影響となりますと、消防組合で例えば購入するものなどは、かなり高額になりますので消費税増税の影響は大きいと思うんです。今後、購入とか契約案件などは、増税前にさまざま手配、工夫もしていかないと予算等にいろいろ影響があるのではないかなと思うんですけども、そこについてはどのように今後取り組まれるのかお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどの罹災証明書の件ですけども、私も少し調べてみたら、この近辺は有料のところが多かったです。しかし、ちょっと地域を外れていきますと、火災証明書の発行については無料としてるところもかなりあるんです。火災ということで、失火、責任の所在というところがあるかもしれませんけれども、やはり家屋等が火災被害を受けたという、とても大変なところだと思うんです。そこは被災者支援という立場で、これは無料にしていきたい。これは県内のみならず、他市他県の実施状況をぜひ見ていただ

いて、これについては無料をぜひ検討していただきたいと思うんですけどもどうでしょうか。またお答えください。

それから、もう一点ですけども、消防施設の長寿命化計画を今立てておられるさなかではないかと思えます。なかなか今、地震等もかなり頻発してきているという状況で、やはりこの耐震化、長寿命化計画というのは早急に立てていく必要があるかと思うんですけども、現在の進捗についてお示してください。

議長（早川佳行） 管理課長。

総務部管理課長（徳光宏明） まず、火災の罹災証明についての再度のお尋ねでございます。

全国的に他の自治体で火災をほかの自然災害同様無料にしている団体があるということは、情報としては周知をいたしておりますが、手数料は基本的に地方自治法の中で特定の者のためにする事務については徴収をするということになっておりますので、こういった法の趣旨に鑑む中で、他の自治体の動向等も注視しながら今後検討してまいりたいと思っております。

それから、庁舎の長寿命化の計画の進捗状況についてのお尋ねでございます。

個別の施設ごとの具体的な長寿命化計画につきましては、2020年度末に策定するように国から示されているところでございます。消防組合では、消防局、それから15の消防署所に消防合同庁舎を加えた17施設で計画を策定する予定でございまして、現在個別の施設ごとの必要な費用や施工時期等について、関係部局と連携をする中で精査をしている段階でございます。今年度から来年度にかけて、中・長期の見通しの精度を高めて策定年度までには完成をさせたいと、そう思っているところでございます。

以上でございます。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（岡崎敬造） 失礼します。消費税についての影響額についてでございますが、物件費等で実績を考慮する中で400万円を計上いたしております。庁舎建設等については、増税を見込んだ積算となっております。

以上でございます。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（岡崎敬造） 引き続き失礼します。先ほどの影響額についてでございますが、実績を考慮する中で約400万円。詳しい数字は持っておりませんので、

積算をいたしておりません。よろしく申し上げます。

議長（早川佳行） 河村議員。

5番（河村晃子） わかりました。要は、物件費等、消費税の影響については、まだ試算等されていないということなんですよ。いろいろ影響等が今後起こりかねないということですので、今後契約等されていくときには、期日の問題、いろいろ早目に取り組んでいくということで、消防組合にこの影響ができるだけ及ばないように、これはやっていただきたいと思います。

それから、罹災証明ですけれども、例えば金沢市とか岐阜市とか、実際、証明書の発行手数料を無料にしております。調べますと、まだかなりありましたので、検討されるということですから、ぜひ前向きに検討していただいて、ぜひこれについては被災者支援という立場で前向きに行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、長寿命化計画ですけれども、今さまざま費用など精査されているということです。2020年度末までに策定するということになっておりますけれども、なるべく早目に立てていただいて、早急に耐震化等に取り組んでいただきたいと思いますので、これについてはよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（早川佳行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

河村議員。

5番（河村晃子） 議第2号平成31年度福山地区消防組合一般会計予算について討論を行います。

本会計は、地域住民の生命、身体及び財産を守る重要な会計であります。本年度予算は、消防学校入校等職員研修事業や救急業務高度化推進事業、高規格救急自動車等の整備、西消防署、深安消防署改築の消防施設整備事業など、有用な予算が組まれていることを評価するものです。

2018年の罹災世帯は、49件であります。被災者支援のためにも、罹災証明書は現行の300円を無料にすることが求められます。

また、2018年福山地区消防組合管内で発生した火災件数は、前年度比11件増の104件になり、2人のとうとい命が奪われました。大切な人命を守るために、防火指導や住宅用火災警報器の設置の推進、市民の防災意識を高める取り組みがさらに必要であり、以下の要望を付して賛成の討論といたします。

一つ、防火、防災意識向上のため啓発活動を継続すること。また、住宅用火災警報器設置の補助制度を創設すること。

一つ、警防要員や予防要員などの常備消防職員を100%充足させること。

一つ、罹災証明書の手数料は無料とすること。

一つ、消防施設の長寿命化計画を早急に立て、耐震化等に取り組むこと。

一つ、夜間時の緊急対応が専門的かつ迅速的な対応ができるよう、消防職員による夜間警備勤務を継続すること。

以上です。

議長（早川佳行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第3号 福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第5 議第3号福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（穂垣光浩） 失礼いたします。議第3号福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正は、学校教育法の一部を改正する法律、平成29年法律第41号による

学校教育法、昭和22年法律第26号の一部改正に伴い、福山地区消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、専門職大学の制度化を内容とする学校教育法の一部改正に伴い、同条例において引用しております学校教育法に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

なお、改正後の条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第4号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第6 議第4号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

警防部予防課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第4号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、改正理由についてであります。

今回の条例改正は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整

備等に関する政令、平成30年政令第255号が施行され、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてであります。

建築基準法において、木造建築物などである特殊建築物の外壁等については、用途、規模などにより、延焼の抑制が要求されておりましたが、当該規制の一部が廃止され、防火区画に係る一部の規定が削除されました。

これに伴い、福山地区消防組合火災予防条例において引用しております建築基準法施行令の適用規定に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正案の施行日につきましては、公布の日から施行することといたしております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

12番（高木武志） 建築基準法の一部改正ということなんですけれども、これは第24条の廃止になると思うんですけれども、このことによって何がどのように変わるのかお示しをいただければと思います。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（下宮正靖） 失礼いたします。今回の建築基準法第24条の廃止に伴いまして、令第112条第12項防火区画が削除となるため、第12項以降の項が繰り上がりとなり、順次第14項が第13項へと変わったものの改正であります。

また、廃止されました建築基準法第24条は、現在の同様の規定内容となった昭和36年当時と比べて、消防力は格段に向上しているため、建築基準法第24条の廃止に伴いまして、消防力の低下はないものと考えております。

以上です。

議長（早川佳行） 高木議員。

12番（高木武志） 第24条の廃止によって、どういうふうの中身が具体的に変わっていくのか、その辺が、この条項ずれとかということとはわかるんですけれども、それでは外壁等の延焼防止のための規制の緩和ということが、どういうふうに具体的にやられるのか、その点をお示しいただければと思います。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（下宮正靖） 失礼いたします。建築基準法において外壁及び軒裏に関する延焼の制限については、建築基準法第23条などで規定をされておりますので、消防力のほうには影響はないと考えております。

議長（早川佳行） 高木議員。

12番（高木武志） 第24条の廃止によって、この防火性能といいますか、いわゆる項目によって規制緩和が行われることによって、具体的にどういうものが変わるのかということをお聞きをしたんですけれども、もう少し具体的に説明をしていただければと思います。

また、この第24条の規制の中には、大規模な建物、特定建築物というふうに言われましてけれども、いわゆる学校であるとか劇場であるとか、あるいは百貨店であるとか、そういったものが含まれております。こうしたものが、多数の人が利用されるということであるとか、あるいは密集地域の、こうしたものも建てられるというふうなことが多いと思うんです。そういった点でいえば、ある意味その消防力が向上したとはいえ、きちんとしたこれまでどおりの対応というものが要るのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてお示してください。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（下宮正靖） 失礼いたします。まず、延焼の規制が廃止されている建物につきましては、具体的に百貨店、共同住宅、寄宿舍、病院などで階数が2であり、かつ200平米を超えるものなどがあります。また、3階建ての特殊建築物であれば、耐火構造延べ面積が1,000平米を超えれば、防火構造が適用されることを踏まえ、延焼の抑制という目的は達成されていると考えております。

以上です。

議長（早川佳行） よろしいですか。

12番（高木武志） はい。

議長（早川佳行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

12番（高木武志） 議第4号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について討論を行います。

本条例改正は、建築基準法第24条の規定が廃止されることなどにより改正されるものです。建築基準法第24条の規定の廃止により、防火性能の緩和が行われるものです。これまで、外壁、軒裏等で延焼のおそれのある部分について、防火性能は30分間耐えられるものではなくてはなりません。第24条の廃止によって、第23条で規定されている20分間耐えられるものとなりました。消防力が向上しているとはいえ、学校、劇場、公会堂、百貨店、共同住宅、病院などで多数の人が利用する施設で、密集した地域に建設されていることが多いことから、防火性能は緩和すべきではありません。

以上のことから反対を表明して、討論といたします。

議長（早川佳行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川佳行） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成31年第1回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 早川 佳行

福山地区消防組合議会議員 徳山 威雄

福山地区消防組合議会議員 榊原 則男